

岩手県告示第20号

平成27年12月4日付け官報第6670号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成27年農林水産省告示第2613号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年1月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 奥州市衣川区中山8の1、8の7、8の8、8の20
- (2) 所在が不明である通知の相手方 菅原小市

2 通知の内容を掲示した場所 奥州市役所